

令和8年度大和町議会史作成業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度大和町議会史作成業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

東日本大震災からの復興の歩みを進める中、大和町（以下「本町」という。）は新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の困難も経験した。さらに、人口減少や少子高齢化の進行、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進をはじめとする社会環境や働き方の変革など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化している。このような中、町民の多様な意見を町政に反映するため、地方議会の役割はますます重要となっており、開かれた議会の実現に向けた不断の議会改革が求められている。

本町議会は議会発足70年の節目を迎えるにあたり、これまでの議会活動の歩みを記録し、その歴史と成果を後世に伝えるため、「大和町議会70年史」を編集・発刊するもの。

(3) 業務内容

別に定める大和町議会史仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年1月31日まで

(5) 提案上限額

3,850,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

- 1) 上記の額は業務の規模を表すものであり、予定価格を示すものではない。予定価格については業務委託候補者の決定後に別途定めた上で、1者から見積書を徴収する。
- 2) 提案上限額を超えるものについては失格とする。

(6) 選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書の提出日現在において、次に掲げる要件全てに該当し、業務を安定的かつ円滑に実施できる者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 宮城県内に活動拠点（宮城県内に本社、支社又は営業所若しくは事業所）を有すること。
- (3) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、大和町が定める入札契約に関する資格制限基準に該当する者でないこと。
- (4) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。

者であること。

- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (7) 応募事業者の役員等（就任予定者を含む。）が大和町暴力団排除条例（平成25年大和町条例第6号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等ではないこと。
- (8) 本件プロポーザル申請主体の現在の主たる事業所が所在する市区町村において、国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県民税、市町村民税に未納の税額がないこと。
- (9) 他自治体等で同種業務（議会史、自治体史等の作成業務）の契約実績を有し且つ契約不履行行為等不法行為をしていないこと。

3 各書類の提出先

大和町議会事務局

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

TEL:022-345-7560（直通）

電子メール gikai@town.taiwa.miyagi.jp

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第6号）により電子メールで行う。なお、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

(1) 提出期限

令和8年7月14日（火） 正午まで

※必ず電話にて受信を確認すること。

(2) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和8年7月17日（金）まで適宜、質問者に対して電子メールで行うほか、質問者以外の参加者全員に対して開示する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

①参加表明書（様式第1号）

②法人概要書（様式第3号）

③登記事項証明書（商業登記簿謄本等）の写し（提出期限前3か月以内のもの）

④印鑑登録証明書の写し（提出期限前3か月以内のもの）

⑤業務実績書（様式第4号）

※大和町競争入札参加資格審査申請済みの場合は、②から④の書類について提出不要とする。

（2）提出期限

令和8年7月23日（木）午後5時まで

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限の日までに、辞退届（様式任意）を提出するものとする。

6 企画提案書等の提出

企画提案者は、次の（1）ア～ウに掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。

（1）企画提案書等

ア 企画提案書等提出書（様式第2号）

イ 企画提案書（任意様式）

- ・日本工業規格A4判横型に横書きの仕様を基本とし、表紙・目次を付け、各ページには番号を付すこと。
- ・表紙には「令和8年度大和町議会史作成業務企画提案書」と表示するとともに、企画提案者の名称を記載すること。
- ・企画提案書は、1応募者につき1提案とする。
- ・文字は注記などを除き、原則12ポイント以上とする。
- ・印刷方法は片面印刷とする。
- ・審査を公平に行う観点から、副本は提出者を特定できる情報を削除すること。また、会社名や提案者に係る施設、ロゴ等、提案者を特定できる写真や文章、文字を入れる場合は、副本からは削除すること。
- ・企画提案書は1部ずつ紙製の綴り用ファイルに綴じること。

ウ 業務見積書（様式第5号）

- ・本実施要領及び別紙仕様書に定める業務について、業務内容ごとに積算した見積金額を記載すること。

（2）企画提案書に記載する事項

ア 業務実施体制及び業務担当予定者

- ・作成に係る各工程の業務内容における「業務総括責任者及び業務担当予定者等（以下業務予定者という）」の分担業務、役職、氏名、経歴、主な業務実績等を具体的に示すこと。また業務予定者が本業務に従事する営業所等の所在を示し、再委託の場合について

は、当該再委託先の内容について示すもの。

※「令和８年度大和町議会史作成業務プロポーザル審査要領」における審査内容の審査を適切に行えるよう留意すること。

- ・受託業務を遂行するための実施体制及び組織体制（業務責任者、業務担当者及び業務内容等）について、できるだけ具体的に説明すること。

イ 本町が示す発刊スケジュールの保全、また印刷物の誤記等もしくは欠損品を防ぐ工夫・方策の案、もしくは同様の点から他事業者に比して、提案者が特に優位と考える点があれば示すこと。

ウ 本業務と同種業務（議会史、地方自治体史のほか、これに類するもの）及び上製本の実績（※実績の成果品をプレゼンテーション時に持参すること）。

エ B５判片面見開き４頁分による議会史の見本を作成・提出するもの。

- ・文章はサンプルを本町から提供
- ・見本作成時は、写真の提供は行わないので、本町のホームページや議会広報等を参考に企画提案者が準備すること。
- ・参加表明書を本町が受理以降に事務局に電話連絡のうえ、データの提供を受けること。

（３）提出期限

ア 提出期限：令和８年８月３日（月）正午

イ 受付時間：開庁日の午前９時から午後５時まで（最終日のみ正午まで）

ウ 提出部数：１０部（正本１部、副本９部）

ウ 提出場所：大和町議会事務局

エ 提出方法：持参又は書留郵便（提出期限内必着）

７ 審査及び選定方法

（１）本プロポーザルにおける審査

本プロポーザルにおける審査は、大和町議会史作成業務プロポーザル審査委員会において行う。

（２）審査の実施方法

ア 企画提案書に関するプレゼンテーション（詳細説明）を行い、委員長及び副委員長、委員が即日審査する。なお、審査過程は非公開とする。

イ プレゼンテーションの時間は３０分以内（提案説明２０分以内、質疑応答１０分以内）とし、提案者の出席は３名以内とする。

ウ プロジェクター及びスクリーンは本町において準備する。その他必要な機材（パソコン、接続用ケーブル等）は参加者が用意すること。

エ 日時や会場は別途通知することとし、プレゼンテーションに参加できない場合は、審査

対象から除外する。

(3) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準	区分	配点
業務の遂行	同種業務の実績があり、十分な知識と経験を有し、業務を遂行するための確実なノウハウを有しているか。	㊶	15
連絡体制	連絡体制が確保されており、迅速かつ適切な対応ができるか。また細かな指示にも対応できる柔軟性があるか。	㊶	15
工程管理	全体の工程を適切に管理し、本町が示すスケジュールの保全に努められるか。	㊶	15
組版・仕上がり	写真、イラストを多用かつ効果的に配置し、書籍としての入りやすさ、読みやすさ、明るく柔らかい等デザイン性に優れた仕上がりが期待できるか。	㊷	10
校正	確実な校正作業を行うための体制が整っているか。	㊷	10
印刷・製本	上製本としての品質・デザイン性に優れ且つ、欠損等不適格な成果物にならない体制となっているか。	㊷	10
価格評価	5点×提案価格のうち最低価格／当該提案者の提案価格 ※小数点以下第2位を切り捨て		5
合 計			80

(4) 評価及び点数

評 価		点 数	
		区分㊶	区分㊷
A	非常に優れている	15点	10点
B	優れている	12点	8点
C	やや優れている（普通）	9点	6点
D	やや劣っている	6点	4点
E	劣っている	3点	2点

8 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

審査委員会による審査結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

選定にあたっては、委員長及び副委員長、各委員の採点の合計の平均点（小数点以下四捨五入）が満点の6割以上を満たし、最も合計得点が高かった者を優先交渉権者として決定し、2番目に得点が高かった者を次点交渉権者として決定する。ただし、審査の結果、各区分の審査内容で「やや劣っている」又は「劣っている」に該当するものがあつた場合、

副委員長及び委員の協議において決定することとする。（以上「最低基準点」の定義。）なお、最高得点者が2提案者以上になった場合は、出席した副委員長及び委員の多数決で決定し、可否同数の場合は、委員長が決定する。

（２）提案者が１者の場合又ははない場合の取扱い

提案者が１者のみであっても審査を行い、最低基準点を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。最低基準点を満たさない場合は、候補者として選定せず、再度公募することができる。また、提案者がいない場合も同様とする。

（３）優先交渉権者の公表等

ア 審査結果は、各提案者に書面で通知する。

イ 審査結果は、大和町ホームページで公表する。ただし、選定されなかった者の名称については公表しない。

ウ 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

９ 契約の締結

本業務は、原則として優先交渉権者に委託することとする。業務の内容は、仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、本町と優先交渉権者とで協議の上、決定することとする。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者のうち、最低基準点を満たした次点交渉権者から順に契約締結の交渉を行う。

10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。選定した者が失格となった場合は、評価により順位付けられた順位を繰り上げる。

- （１）参加資格の要件を満たさない場合
- （２）企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- （３）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （４）見積額が提案限度額を超えている場合
- （５）選考の公平性を害する行為があった場合
- （６）前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等が認められ、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

11 その他

- （１）本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- （２）提出された書類は、返還しないものとする。
- （３）提出された書類の差替え、再提出は認めないものとする。ただし、本町から指示があった場合を除く。

- (4) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号のほか、本企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、本町がその写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) 本プロポーザルに関する情報開示請求があった場合は、大和町情報公開条例及び大和町議会情報公開条例施行規則の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (8) 企画提案書等の作成のために本町より受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。
- (9) 本要領に定めのない事項については、公平性を考慮の上、適宜本町が判断するものとする。
- (10) 提案より決定された内容であっても、作成協議の中で一部変更がある場合があるものとする。
- (11) 使用する文章・写真等は本町より提供するが、他に必要な写真撮影（ドローン等含む）、資料の情報収集等は受託者が行うこと。
- (12) 参考図書として、本町がこれまで発刊した大和町議会30年史（第1刊）、大和町議会50年史（第2刊）を、大和町議会事務局において令和8年7月7日（火）から令和8年7月31日（金）までの午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分までの間、閲覧できるものとする。（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）

本企画提案のスケジュール（予定）

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ○ 公募開始 | 令和8年7月6日（月）（公告・ホームページ掲載） |
| ○ 参加表明受付開始 | 令和8年7月7日（火）午前9時から |
| ○ 質問締切 | 令和8年7月14日（火）正午 |
| ○ 質問回答 | 令和8年7月17日（金）までに回答 |
| ○ 参加表明書受付期限 | 令和8年7月23日（木）午後5時 |
| ○ 企画提案書等の受付開始 | 令和8年7月24日（金）午前9時から |
| ○ 企画提案書等の提出期限 | 令和8年8月3日（月）正午 |
| ○ 提案書等審査
（プレゼンテーション審査） | 令和8年8月7日（金）※時間等は別途通知 |
| ○ 審査結果通知 | 令和8年8月12日（水）までに通知 |
| ○ 契約締結 | 令和8年8月中 |

令和 8 年度大和町議会史作成業務 公募型プロポーザル参加表明書

令和 年 月 日

大和町長 宛

上記の公募型プロポーザルに参加することを表明します。

また、「令和 8 年度大和町議会史作成業務プロポーザル実施要領」に定める参加資格要件を満たしていることを誓約します。

法 人 名		
代表者職氏名	印	
所 在 地		
連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E - m a i l	
	担 当 者 名	
法 人 概 要	設 立 年 月 日	
	資 本 金	
	従 業 員 数	

注 1 参加表明書を提出し、大和町議会事務局の確認を受けない限り、本プロポーザルには参加できません。

注 2 法人印を押印してください。

様式第2号

令和 年 月 日

大和町長 宛

令和8年度大和町議会史作成業務 企画提案書等提出書

法 人 名 :

所 在 地 :

代表者職氏名: 印

令和8年度大和町議会史作成業務プロポーザルについて、次のとおり必要書類を提出します。

添付書類

- ア. 企画提案書 (任意様式)
- イ. 業務見積書 (様式第5号)

この書類に関する担当者氏名 _____

連絡先 電 話 () _____

F A X () _____

電子メール _____

法人概要書

法人名	
代表者職氏名	
所在地	
法人設立年月	
事業所等の概要 (事業所数)	
従業員数	
業務概要	

様式第 4 号

業 務 実 績 書

番 号	業 務 名	業 務 概 要	発 注 者	契 約 金 額 (千円)	契 約 期 間
					～
					～
					～
					～
					～
					～
					～

注 1 同種業務の実績について記入すること。
注 2 発注者は、官民の別を問わない。
注 3 記入欄が不足する場合は、本様式を複写して別葉に記載すること。

令和 8 年度大和町議会史作成業務
見 積 書

大和町長 宛

令和 年 月 日

法 人 名 :

所 在 地 :

代 表 者 職 氏 名 :

印

大和町史作成業務について、下記のとおり見積りいたします。

見積金額	円
------	---

※見積金額には、消費税及び地方消費税の額を含むこと。

※見積額の積算根拠等の詳細については、別途資料を添付すること。(任意様式)

令和 8 年度大和町議会史作成業務
質 問 書

大和町長 宛

令和 年 月 日

法 人 名 :

所 在 地 :

代表者職氏名 :

印

令和 8 年度大和町議会史作成業務プロポーザル実施要領等について、質問事項がありますので提出いたします。

質問項目	(実施要領または仕様書の別・ページ数等)
内 容	

注 1 質問事項は、当様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

この書類に関する担当者氏名_____

連絡先 電 話 () _____

F A X () _____

電子メール _____